

事 務 連 絡
平成27年6月26日

公益社団法人
高知県土木施工管理技士会会長 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」及び、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」の改定について

平素は四国地方整備局発注の工事にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では平成20年度より、標記2件のガイドライン（案）を策定し、円滑な工事手続き等がなされるべく運用してきたところですが、昨今の情勢変化への対応や、さらなる運用のしやすさを目指し改定いたしましたので、お知らせいたします。

貴会の会員各社様にも周知していただき、四国地方整備局発注の工事手続きや流れ等について理解いただき、活用をお願いいたします。なお、資料は四国地方整備局ホームページにも掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/index.html>